

インターネット上の自殺予告に関する対処要領について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

インターネットを利用した自殺予告に対し、迅速かつ的確に対処するため、みだしの要領を下記のとおり定め、平成27年12月1日から実施することとしたことから、適正な運用に努められたい。

記

インターネット上の自殺予告に関する対処要領

1 趣旨

この要領は、人命保護の観点から緊急に対処する必要がある自殺予告がインターネット上で行われた場合において、当該自殺予告に係る電子掲示板等の管理者又はインターネット・サービス・プロバイダ（以下「プロバイダ等」という。）と連携し、迅速かつ的確に当該自殺予告の発信者を特定して対処するために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この要領は、次に掲げるインターネット上の自殺予告（以下「自殺予告」という。）に対処する場合に適用するものとする。

- (1) 電子掲示板、動画等の投稿サイトその他の特定電気通信（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第1号に規定する特定電気通信をいう。以下「掲示板等」という。）における自殺を図ることをほのめかす内容の書き込み又は投稿
- (2) 掲示板等における集団自殺を呼びかける内容の書き込み又は投稿
- (3) 電子メールその他のインターネットを利用した電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下「メール等」という。）による自殺を図ることをほのめかす内容の文書、写真等の送信

3 自殺予告認知時の措置

(1) 通報等の受理時の措置

110番通報、相談、プロバイダ等からの情報提供等（以下「通報等」という。）を受理したことにより自殺予告を認知した所属の長は、必要に応じて関係所属長と連携し、次の措置を講じるものとする。

ア 自殺予告が掲載されている場所（掲示板等の場合はURL、メール等の場合はその発信元、ヘッダ情報等）及び書き込み、投稿又は送信（以下「書き込み等」という。）の内容は、できる限り詳細に聴取すること。

イ 書き込み等の内容から、自殺を図る危険性が高いと判断される場合には、人命保護のための措置を講じるとともに、速やかにサイバー企画課長（当直に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第10号）第9条に規定する当直の勤務時間（以下「当直時間」という。）においては、サイバー当直）に当該自殺予告の概要を連絡すること。

(2) 発信者の特定に関する調査

通報等に係る書き込み等を発信した者（以下「発信者」という。）の特定に関する調査を

担当する所属は、当該通報等を受理した所属が警察署である場合にあっては当該警察署とし、本部所属である場合にあってはサイバー企画課（当直時間においてはサイバー当直。以下同じ。）とする。この場合において、調査を担当する所属が警察署であるときは、サイバー企画課と所要の連携を図るものとする。

4 発信者の特定のためのプロバイダ等への照会

発信者の特定に関する調査を担当する所属の長は、発信者の特定のため必要と認められるときは、次の事項に留意し、プロバイダ等への照会をするものとする。

(1) 照会の実施の判断

自殺予告における発信者の特定のためのプロバイダ等への照会（以下「照会」という。）は、プロバイダ等からの発信者に関する情報の開示なくしては発信者を特定することが困難であり、次のア、イ又はウに掲げる要件を満たすなど自殺を図る危険性が高く緊急を要するときに行うものとする。

ア 掲示板等における自殺予告

- (ア) 自殺予告の書き込み等の日時、内容等から自殺を図る時期が切迫していると認められること。
- (イ) 自殺の具体的な場所、動機、方法等が示されているなど、現実には自殺を図る可能性が高いと認められること。
- (ウ) 「死にます」、「自殺します」、「首をつります」、「手首を切ります」等の自殺を意味する表現により、自殺を図る意思が表示されていること。
- (エ) 自殺予告の書き込み等がなされている掲示板等の性質、他の書き込み等の内容、発信者に関する情報等に照らして、自殺を図ることについて疑義が生じる特段の事情が存在しないこと。

イ 掲示板等における集団自殺の呼びかけ

- (ア) 集団自殺を呼びかける書き込み等の日時、内容等から集団自殺を図る時期が切迫していると認められること。
- (イ) 集団自殺を呼びかける書き込み等及びそれに呼応する書き込み等の内容において、集団自殺の具体的な場所、動機、方法等が示されているなど、現実には集団自殺を図る可能性が高いと認められること。
- (ウ) 「一緒に死にませんか」、「本気で自殺したい人を募集しています」等の集団自殺を意味する表現により、集団自殺を図る意思が表示されていること。
- (エ) 集団自殺を呼びかける書き込み等がなされている掲示板等の性質、他の書き込み等の内容、発信者に関する情報等に照らして、集団自殺を図ることについて疑義が生じる特段の事情が存在しないこと。

ウ メール等による自殺予告

前記4の(1)のアと同様とする。ただし、照会によることなく、メール等の受信者から送信者の住所、氏名等を聴取することができる場合があることに留意すること。

(2) 照会方法

照会は、発信者に関する情報照会書（別記様式第1号。以下「照会書」という。）により実施することとする。この場合において、特に緊急を要するときは、ファックスで照会書を送信し、事後速やかに郵送等で当該照会書を送付することとする。

(3) 照会時の留意事項

- ア 通報等の受理の際に入手した周辺情報等がある場合には、関係者の個人情報の保護に支障が生じない範囲で当該情報を照会書の別紙に記載するなどして、プロバイダ等が発信者に関する情報の開示の可否に係る判断を適切に行うことができるように協力すること。
- イ 照会に係る情報は、原則として、発信者の氏名、住所、連絡先及びIPアドレスに限るものとし、それ以外の情報が必要な場合には、プロバイダ等の担当者に必要性を説明した上で、照会の目的を達成するために必要な最小限度の範囲で照会を実施すること。
- ウ 照会書の記載要領は、別記記載例を参考とすること。
- エ 捜査関係の照会と区別するため、照会を実施するときは、明確に、自殺予告に関するものである旨をプロバイダ等の担当者に伝えること。

(4) 照会先情報の収集等

- ア サイバー企画課長は、照会を円滑に行うため、プロバイダ等の連絡先等の情報（以下「照会先情報」という。）を収集し、整理するものとする。
- イ 警察署長は、照会に当たっては、サイバー企画課長に照会先情報について確認するものとし、照会先情報に変更があることを把握したときは、サイバー企画課長に連絡するものとする。

5 有害情報の削除

- (1) 照会を実施する所属の長は、書き込み等の内容が有害情報（他人を自殺に誘引し、又は勧誘する情報をいう。）に該当する場合は、照会と併せて当該情報の削除を依頼するものとする。
- (2) 前記5の(1)の依頼を行った場合において、当該情報が削除されないときは、特定した発信者に対し、当該情報を削除するよう指導するものとする。

6 発信者を特定した場合の措置

- (1) 照会を実施した所属の長は、発信者を特定した場合は、直ちに、人身安全対策課長（当直時間においては、生活安全当直。以下同じ。）に対し、その内容を連絡するものとする。
- (2) 人身安全対策課長は、前記6の(1)の連絡を受けたときは、関係所属長と必要な調整を行った上で、速やかに、発信者の住居地を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）に対し、発信者の人命保護に係る措置について引き継ぐものとする。
- (3) 前記6の(2)の規定により引継ぎを受けた管轄署長は、人身安全対策課長その他の関係所属長と緊密に連携し、発信者の安否確認その他の人命保護を最優先とした措置を迅速に講じるものとする。この場合において、特定した発信者が行方不明となっているときは、行方不明者発見活動に関する訓令（平成25年京都府警察本部訓令第1号）その他の規程に基づいて、所要の措置を講じるものとする。

7 措置結果の記録等

(1) 措置結果の記録

照会を実施した所属の長は、当該照会を実施した自殺予告に係る措置の結果について、インターネット上の自殺予告に係る措置結果記録書（別記様式第2号。以下「記録書」という。）を作成し、記録しておくものとする。この場合において、照会を実施した所属と発信者に面接するなど実際に措置を講じた所属が異なるときは、原則として照会を実施した所属の長が、最終的な措置結果を把握した上で、記録書を作成するものとする。

(2) 記録書の送付

前記7の(1)の場合において、警察署長が記録書を作成したときは、当該警察署長は、当該記録書の写しをサイバー企画課長に送付するものとする。

8 事後における対応

(1) 自殺予告に対する所要の措置を講じた後は、発信者及びその家族に対し、プロバイダ等と連携して措置を講じたことを告知するとともに、関係機関の各種相談窓口に関する情報を提供するなどして、自殺の未然防止を図ること。

(2) プロバイダ等から照会に係る自殺予告に対する措置の結果について問合せがあった場合には、発信者のプライバシー等に十分配慮した上で、可能な範囲の情報提供を行うこと。

9 専決

警察署長は、前記4の規定による照会の事務について生活安全課長（当直時間にあつては当直長）に専決させることができる。

別記
様式第1号

御中

第 号
年 月 日

印

発信者に関する情報照会書

下記の事案に関し、人命保護のため緊急に発信者を特定する必要がありますので協力願います。

記

- 1 事案の概要
- 2 端緒
- 3 書き込み（電子メール）等の場所及び内容
別紙のとおり
- 4 緊急性及び必要性に関する判断及び理由
- 5 照会内容
- 6 問合せ先
担当部署
担当者
電話番号（代表）
ファックス

注 この照会により開示を受けた情報は、人命保護の目的で利用するものであり、それ以外の目的で利用することはありません。

別紙

<p>書き込み等の場所 (電子メール等の場 合にはその発信元、 ヘッダ情報等)</p>	
<p>書き込み等の内容 (電子メール等の場 合はその内容)</p>	
<p>緊急性に関する判断 及び理由</p>	
<p>必要性に関する判断 及び理由</p>	

インターネット上の自殺予告に係る措置結果記録書

(警察署)

項 目	内 容	
受理内容	受 理 日 時 年 月 日 時 分 (警察が認知した日時)	
	受 理 態 様	
	詳 細	
	通 報 者	※ 住所、氏名、職業、連絡先等を記載すること。
	書き込み等の場所	
	通報、書き込み等の内容	
照会状況	照 会 先 1	
	照 会 日 時 年 月 日 時 分	
	回 答 日 時 年 月 日 時 分	
	回 答 内 容	
	照 会 先 2	
	照 会 日 時 年 月 日 時 分	
	回 答 日 時 年 月 日 時 分	
	回 答 内 容	
	照 会 先 3	
照 会 日 時 年 月 日 時 分		
回 答 日 時 年 月 日 時 分		
回 答 内 容		
措置結果	発信者 (書き込み者)	※ 住所、職業、氏名、年齢、連絡先、保護者、契約者との関係等を記載すること。
	措 置 状 況	
	詳 細	※ 安否確認をした都道府県警察、安否確認の日時、書き込み確認の状況、安否確認の状況、自殺のおそれの有無、通院の有無、保護者への引継状況等
	措置終了日時 年 月 日 時 分 (警察が最終的に措置を終了した日時)	
備 考		

注 1 この様式に記載しきれない内容がある場合は、適宜別紙（様式不問）を使用すること。

2 発信者（書き込み者）ごとに作成すること。

記載例

(プロバイダ等)

御中

第 号

年 月 日

京都府〇〇警察署長 印

発信者に関する情報照会書

下記の事案に関し、人命保護のため緊急に発信者を特定する必要がありますので協力願います。

記

1 事案の概要

インターネット上の電子掲示板「〇〇〇〇」に、〇月〇日付けで、自殺を予告する（自殺を呼びかける）内容の書き込みがあったもの

2 端緒

〇月〇日、当該書き込みを閲覧した者から 110番通報を受けたことによる。

3 書き込み（電子メール）等の場所及び内容

別紙のとおり

4 緊急性及び必要性に関する判断及び理由

別紙のとおり、警察において、人命保護の観点から緊急に措置する必要があり、かつ、発信者を特定するために御社の協力が必要不可欠であるため、情報開示について緊急避難と判断することが相当と考えます。

5 照会内容

3の情報発信に係る契約者の氏名、住所、連絡先及びIPアドレスの開示（その他の情報を必要とする場合はその具体的理由）

6 問合せ先

担当部署 京都府〇〇警察署 〇〇課〇〇係

担当者 階級 〇〇 氏名 〇〇 〇〇

電話番号（代表） (内線)

ファックス

注 この照会により開示を受けた情報は、人命保護の目的で利用するものであり、それ以外の目的で利用することはありません。

別紙

<p>書き込み等の場所 （電子メール等の場合にはその発信元、ヘッダ情報等）</p>	<p>http://〇〇.〇〇.〇〇</p> <p>※ 電子メールによる自殺予告の場合はヘッダ情報を記載</p>
<p>書き込み等の内容 （電子メール等の場合はその内容）</p>	<p>掲示板名：「〇〇〇」</p> <p>書き込み番号：〇〇番、〇〇番</p> <p>書き込み日時：〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、〇〇分</p> <p>書き込み内容：</p> <p>〇〇番「本気で自殺したい人募集します。レンタカー、練炭、七輪は当方で用意します。今週末に〇〇で決行します。」</p> <p>〇〇番「〇歳の女性です。自殺にご一緒させてください。」</p> <p>※ 電子メール等の場合はその具体的内容等を記載</p>
<p>緊急性に関する判断及び理由</p>	<p>上記書き込みの内容及び前後の書き込みの内容から、発信者が現実的に自殺を図る危険性が切迫していると認められるため。</p>
<p>必要性に関する判断及び理由</p>	<p>書き込みが匿名でなされており、書き込みの内容、通報者等からの情報、その他警察において保有している情報では、発信者（書き込み者）を特定することができず、発信者を特定するためには、御社が保有する契約者情報が必要不可欠であるため。</p>